二　合併、分割又は譲渡により避難解除等区域復興再生推進事業を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に避難解除等区域復興再生推進事業を移転した場合　その合併の直前における福島再開投資等準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　避難解除等区域復興再生推進事業を移転した日における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

第十八条の八第十二項を同条第十八項とし、同条第十一項第二号中「福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第八項又は第二十六条の八第九項に規定する」を「第十項又は第二十六条の八第十一項の」に、「第八項又は同条第九項」を「第十項又は同条第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の四項を加える。

13　第一項又は第八項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した場合（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の福島再開投資等準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）とみなす。

14　前項の場合において、第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「その適格分割の日を含む事業年度開始の日からその適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

15　第十三項又は第二十六条の八第十四項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）が福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その適格分割の日を含む事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第十七項の規定は、適用しない。

16　第十三項又は第二十六条の八第十四項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格分割の日を含む事業年度に係る第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する前事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、第十三項又は同条第十四項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が当該適格分割により設立された法人でないときは、当該分割承継法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「その適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第十八条の八第九項中「第二十六条の八第十一項」を、「第十一項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「同条第九項前段」を「同条第十一項前段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　法人で福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割により分割承継法人に当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転する場合において、当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る施設新設等費用の支出に充てるため、当該適格分割の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される同項に規定するいずれか少ない金額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割の日以後二月以内に同項の福島再開投資等準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第十九条第一項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第二十条第十一項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改める。

第二十五条の二第一項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）」に、「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に、「次項」を「同項」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	区域	事業	資産
一　東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定を受けた復興推進計画（以下この表において「認定復興推進計画」という。）に定められた同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この号において「復興推進計画」という。）に係る同法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域	当該認定地方公共団体の作成した当該認定に係る認定復興推進計画（同法第四条第一項に規定する認定復興推進計画をいう。）に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域	産業集積事業（同法第二条第三項第二号イ（福島復興再生特別措置法第七十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。）又は建築物整備事業（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号ロ（福島復興再生特別措置法第七十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事業をいう。以下この号において同じ。）	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事業にあっては、認定復興推進計画の区域における市街地と産業の復興に資するものとして政令で定める要件を満たす建築物及びその附属設備）
二　東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた連結法人	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。）	第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅